

議案第153号

大津市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について

農業委員会事務局

(1)改正の内容

農地利用最適化推進委員の定数「24人」を「20人」に改める。

(2)改正の理由

農業委員会等に関する法律施行令第8条第1項では、「農業委員会の推進委員の定数の基準は、農業委員会の区域内の農地面積のヘクタール数を百で除して得た数(一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。)以下であることとする。」と規定されており、その定数の基準を、令和7年2月に農林水産省が公表した作物統計調査の令和6年産市町村別データにおける本市の農地面積1,990haとし、定数を改めるもの

(3)施行期日

令和8年7月20日

(4)農業委員会総会での議決

今回の定数の見直し(案)については、令和8年7月20日の農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の改選に向けて、農業委員の役員等の6名で構成された委員定数検討会で協議され、農業委員会定例総会にて議決されている。

(5) 農地利用最適化推進委員の業務

- ・農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画などの地域の農業者等の話し合いの推進
- ・農地の出し手・受け手へのアプローチを通じた農地利用の集積・集約化の推進
- ・遊休農地の発生防止と解消の推進
- ・また、必要に応じて農業委員と現場確認を行う。

(6) 農業委員と農地利用最適化推進委員の役割の違い

法律上、農業委員は農業委員会の区域内の農地全体について責任を負い、会議の場で発言し、議決権を行使するのに対し、推進委員は農業委員会が定めた担当区域において扱い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消等の地域における現場活動を通じて農地等の利用の最適化の推進のための活動を行うとされている。

(7) 農業委員、農地利用最適化推進委員の選任の方法について

- ・両委員とも農業者、農業者団体等に対し候補者の推薦を依頼するとともに募集を行う。
- ・農業委員は、議会の同意を得て、市長が任命する。
- ・農地利用最適化推進委員は、農業委員会が委嘱する。

(8) 農地利用最適化推進委員の定数に関する根拠法令

○ 農業委員会等に関する法律

第十八条

2 推進委員の定数は、農地等として利用すべき土地の農業上の利用並びに農地等の利用の効率化及び高度化の状況その他の事情を考慮して政令で定める基準に従い、条例で定める。

○ 農業委員会等に関する法律施行令

(農業委員会の推進委員の定数の基準)

第八条 法第十八条第二項の政令で定める定数の基準は、農業委員会の区域内の農地面積のヘクタール数を百で除して得た数(一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。)以下であることとする。

2 前項の規定にかかわらず、農業委員会の区域内の地勢等の地理的条件その他の状況が、農地等の利用の最適化の推進が困難なものとして農林水産省令で定める要件に該当する場合には、当該農業委員会の推進委員の定数は、同項に規定する数にその数を限度として農地等の利用の最適化の推進の状況を勘案して市町村が必要と認める数を加えて得た数の範囲内で定めることができる。

○ 農業委員会等に関する法律施行規則

(推進委員の定数の基準の特例に係る要件)

第十条の二 令第八条第二項の農林水産省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 農業委員会の区域について、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律施行令(平成五年政令第三百十五号)第一条第一項第一号に掲げる要件に該当すること。

二 その区域内に都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五条の規定により指定された都市計画区域を含む農業委員会にあっては、区域内の総土地面積のうち農地面積の占める比率が百分の十五未満であり、農地がその区域内に著しく散在していると認められること。

(9) 定数の基準となる農地面積について

新制度の農業委員会に関するQ&A 「令和3年6月11日時点 全国農業委員会職員協議会」

Q111 推進委員の定数は、何を基準に定めるのか

A111 推進委員の定数は、農地等として利用すべき土地の農業上の利用並びに農地等の利用の効率化及び高度化の状況その他の事情を考慮して、政令で定める基準に従って、市町村の条例で定めることとされています(法第18条第2項)。

【解説】

具体的な基準は、政令第8条において「農業委員会の区域内の農地面積(ha)を100で割った数(1未満の)以下であること」とされています。

この100haに対して推進委員1名以下という数字は、「農協・農業委員会等に関する改革の推進について(平成26年6月与党とりまとめ)」において、推進委員の定数は農地の利用調整の単位となる地域の数に応じた数とすべきこととされたこと、また、全国農業会議所が農業委員会を対象に行ったアンケート(平成26年1月)において「農業委員が地域の農業・農地に十分な責任を果たしうる活動をするための担当地域の委員1人当たりの農地面積」の都府県における平均が約100haであったことを踏まえたものです。

なお、定数の基準となる農地面積は、推進委員の定数条例を定めようとする時点において当該市町村が有する最新の資料によるべきです。

(10) 定数の見直しにあたり基準とした農地面積について

本市が有する農地面積に関する資料には次の2つがある。

① 公表されている最新の農地面積

農林水産省が公表している作物統計調査の令和6年産市町村別データ 1,990ha

② 農家台帳の面積

農家台帳はデータのとり方や時点によって数値が変動

(例) 令和7年10月28日時点

課税農地で抽出した場合 2,185ha

登記地目が田、畠で抽出した場合 2,869ha



農業委員会として定数見直しにあたり基準とした農地面積

公表されている最新の農地面積 1,990ha

(理由)

① 公表されており、市民の理解を得られやすいこと

一方で、農家台帳の面積は、抽出条件によって数値が異なるため、理由付けが難しいこと

② 滋賀県から交付を受ける機構集積支援事業費補助金等の公金を扱う算定根拠にこの公表されている数値が用いられていること

新旧対照表

現行	改正後(案)
(農地利用最適化推進委員の定数) 第3条 大津市農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数は、 24 人とする。	(農地利用最適化推進委員の定数) 第3条 大津市農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数は、 20 人とする。